

群馬県公安委員会告示第17号

警備業法（昭和47年法律第117号。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条の規定により準用する第2条の規定により公示する。

令和元年5月10日

群馬県公安委員会委員長 宇敷 正

1 実施日時

(1) 実施期日

令和元年11月18日（月）から11月21日（木）までの間

(2) 実施時間

受付	11月18日（月）	午前9時30分から午前9時50分までの間
講習	11月18日（月）	午前10時から午後4時50分までの間
	11月19日（火）から 11月20日（水）まで	午前9時から午後4時50分までの間
	11月21日（木）	午前10時から午前11時50分までの間
修了考査	11月21日（木）	午後1時30分から午後3時10分までの間

2 講習場所

群馬県前橋市江田町80番地6 一般社団法人群馬県警備業協会

3 講習定員

30人

4 受講資格

群馬県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）から受理番号の告知を受けた者とする。

5 受講申込み手続き

(1) 事前申込み

ア 受講希望者本人が、生活安全企画課受付専用電話（027-223-7866）あて事前申込みを行うこと。なお、講習定員は、先着順に確定する。

注）申込み時に、受講希望者本人の氏名、生年月日、本籍、住所、連絡先等を質問するので、回答できるようにしておくこと。

イ 事前申込みの際には、質問等は一切受け付けないので、本件講習に関する質疑等がある場合には、事前に生活安全企画課許可等第一係（027-243-0110 内線3042）に問い合わせること。

(2) 事前申込み受付期間

令和元年6月21日（金）及び6月24日（月）の午前9時から午後4時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

(3) 受講申込書の提出

ア 提出期間

令和元年9月9日（月）から9月13日（金）までの午前9時から午後5時までの間
（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出場所

事前申込みの際に指定する群馬県内の警察署の生活安全課

ウ 提出方法

原則、受講者本人が指定された提出場所へ申請書類を持参して提出すること。
なお、郵送等による提出は認めない。

エ 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。） 1通

（ア）受講申込書には、申請前6箇月以内に撮影した写真（無帽、正面、上三分身、無背景、縦
3.0センチメートル、横2.4センチメートル）1枚を貼付すること。

（イ）受講申込書に記載する本籍、氏名は、省略せずに、戸籍どおりの正確な記載をすること。

オ 受講資格の失効等

提出期間内に受講申込書を提出しなかった場合には、受講資格は無効とする。
また、受講申込書の提出期間変更等の要望には応じない。

6 受講手数料及び納付方法

38,000円相当の群馬県収入証紙により、受講申込み時に納入すること。
なお、既納の受講手数料については、返還しない。

7 講習業務の委託

本講習は、一般社団法人群馬県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

本講習に使用する教本は、受講申込み時に配布する。